

## 目 次

<b>第1 源泉徴収制度について</b>	1
I 源泉徴収制度の意義	1
II 源泉徴収義務者	1
III 源泉所得税及び復興特別所得税の納税地	2
IV 源泉徴収の対象となる所得の範囲	5
V 源泉徴収をする時期	8
VI 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	9
VII 復興特別所得税の源泉徴収の概要	11
<b>第2 給与所得の源泉徴収事務</b>	13
I 給与所得の課税標準	13
1 給与所得控除	13
2 給与所得者の特定支出控除	14
II 給与所得の範囲	15
1 特殊な給与の取扱い	15
2 現物給与の取扱い	21
III 給与所得の収入すべき時期	36
IV 給与所得の源泉徴収に際して控除される各種控除	36
1 控除の種類	36
2 所得控除	38
3 控除の対象になるかどうかの判定時期等	54
4 税額控除	54
V 給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書	76
1 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	76
2 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」	78
3 申告書の電磁的方法による提供	78
4 その他	79
VI 給与所得に対する源泉徴収	79
1 賞与以外の給与に対する源泉徴収	80
2 賞与に対する源泉徴収	95
3 年末調整	101
VII 給与の支払明細書の交付	104
VIII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	105
<b>第3 退職所得の源泉徴収事務</b>	106
I 退職所得の課税標準	106
II 退職所得の範囲	106
III 退職所得の課税年分	111

IV	退職所得控除額の計算	113
1	通常の場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	113
2	特殊な場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	114
3	特殊な場合の勤続年数及び退職所得控除額の計算例 (普通退職の場合)	118
V	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準の計算	122
1	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準	122
2	特定役員退職手当等の範囲	122
3	特定役員退職所得控除額の計算	125
VI	退職所得に対する源泉徴収	131
1	「退職所得の受給に関する申告書」	132
2	申告書の電磁的方法による提供	132
3	「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合の源泉徴収	133
4	「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合の源泉徴収	138
VII	退職手当の支払明細書の交付	139
VIII	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	139
<b>第4</b>	<b>公的年金等の源泉徴収事務</b>	<b>140</b>
I	公的年金等の雑所得の金額	140
II	公的年金等の範囲	141
III	公的年金等の収入すべき時期	141
IV	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	142
V	公的年金等に対する源泉徴収	144
VI	公的年金等の支払明細書の交付	147
VII	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	148
<b>第5</b>	<b>報酬・料金等の源泉徴収事務</b>	<b>149</b>
I	居住者に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	149
II	内国法人に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	168
III	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	168
<b>第6</b>	<b>生命保険契約等に基づく年金等の源泉徴収事務</b>	<b>169</b>
I	生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に対する源泉徴収	169
II	懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収	170
III	定期積金の給付補填金等に対する源泉徴収	171
IV	匿名組合契約等の利益の分配に対する源泉徴収	171

V	割引債の償還差益に対する源泉徴収	171
<b>第7 利子所得の源泉徴収事務</b>		173
I	利子所得の源泉徴収事務	173
1	源泉徴収の対象となる利子所得の範囲	173
2	利子所得に対する源泉徴収	174
3	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	175
II	利子所得等の非課税に関する制度	176
1	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度	176
2	障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度	188
3	障害者等の少額公債の利子の非課税制度	188
4	勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	189
5	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	197
6	納税準備預金の利子の非課税制度	201
7	特定寄附信託の利子所得の非課税制度	201
8	金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度	201
<b>第8 配当所得の源泉徴収事務</b>		203
I	源泉徴収の対象となる配当所得の範囲	203
II	配当所得に対する源泉徴収	206
III	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	214
<b>第9 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収事務</b>		215
I	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例	215
II	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座内配当等に対する源泉徴収等の特例	219
<b>第10 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務</b>		224
I	非居住者又は外国法人に対する課税制度の概要	224
II	源泉徴収の対象となる国内源泉所得と源泉徴収税額	230
III	源泉徴収制度の特例	237
IV	源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱い	245
<b>第11 源泉徴収票及び支払調書の提出</b>		276
I	給与所得の源泉徴収票	276
II	退職所得の源泉徴収票	278
III	公的年金等の源泉徴収票	279
IV	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	280

V	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	280
VI	利子等の支払調書	281
VII	非居住者等の所得の支払調書	282
第12	災害被害者に対する救済	283
I	給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人に対するもの	283
II	源泉徴収義務者に対するもの	288
第13	給与所得者の確定申告	290
I	給与所得者が確定申告を必要とする場合	290
II	退職所得がある人の場合	292
III	源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすれば その源泉徴収税額が還付される場合	292
【参考】		
●	給与に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例等	294
●	郵送等による書類の提出日	301
●	給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例	303